

判決年月日	平成 1 7 年 7 月 2 0 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成17年(ネ)10068号		
○ 原告商品（マンホール用ステップ）の商品形態が技術的に不可避又はありふれたものであり、被告商品の販売時点において出所識別機能を果たすほどの周知性を有していなかったとして、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号の「商品等表示」に該当しないとされた事例			

（関連条文）不正競争防止法 2 条 1 項 1 号